

里町内会軽四輪貨物自動車貸出要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、里町内会が所有する軽四輪貨物自動車(以下「自動車」という。)の貸出しを行うに際し、必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 自動車を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 町内会。
- (2) 安城市アダプトプログラム実施要綱(平成19年2月1日施行)に定める美化活動者またはそれに準ずる清掃奉仕者。
- (3) 里町内会の会員であること。
- (4) その他、町内会長が適当と認める団体。

(利用時間)

第3条 自動車の利用時間は午前9時から午後4時までとする。但しやむを得ず利用時間を変更する場合は町内会長の許可を得る。

1回に利用できる時間は半日単位とする。

(利用の申込み)

第4条 自動車を利用しようとする者は、軽四輪貨物自動車貸出申込簿(別記様式)に必要事項を記載し、町内会長の許可を得なければならない。

申込みは、利用の30日前から利用当日までに行うものとする。

(利用者等の遵守事項)

第5条 第2条の規定に該当して利用許可を得た者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外には、自動車を使用しないこと。
- (2) 許可を受けた運転者以外の者が、運転しないこと。
- (3) 自動車を利用するに際し、始業点検を行い関係法令を遵守するとともに安全運転に努めること。

(許可の取り消し等)

第6条 町内会長は、次の各号のいずれかに該当するときは許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

- (1) 利用者等が、前条の規定に違反したとき。
- (2) 利用者等が偽り、その他不正な手段により許可をうけたとき。
- (3) 自動車の管理上において、使用ができないと判断をしたとき。

(利用料金)

第7条 1. 自動車の利用料金は、半日単位につき500円とし、申込み時に納付するものとする。

2. 上記料金の走行距離は上限100kmまでとし、100kmを超えた時は10kmごとに利用料金を250円追加徴収する。

但し、第2条(1)(2)(4)は無料とする。

(利用後の返却)

第8条 利用者等が自動車の利用を終えたときは、運転日誌に利用結果を記載し自動車を清掃して返却をすること。

(事故時の処置)

第9条 利用者等は、自動車に係る事故が発生したときは、関係法令の規定に従って適切な処置をするとともに、直ちにその旨を町内会長に報告をしなければならない。

(損害賠償)

第10条 利用者等は、自動車の利用によって第三者又は町内会に損害を与えた場合においては、利用者等の責任において、その損害を賠償しなければならない。

損害賠償は、町内会長が別途加入契約する保険の範囲内で補てんできるものとする。

(委 任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町内会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日より施行する。

・2022年3月10日 一部改正